

朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱

令和元年5月17日

(設置)

第1条 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が策定する朝霞市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、朝霞市が策定する朝霞市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と内容の一部を共有し、さらには福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなどの連携を図ることが期待されている。このような状況を踏まえ、活動計画の策定及び推進に関し必要な事項を福祉計画と一体的に調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（平成25年条例第8号。以下「条例」という。）に基づき設置される朝霞市地域福祉計画推進委員会の理解を得て、同様の構成員による朝霞市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 活動計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 活動計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、活動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、条例第4条の規定により、市長から委嘱された者を充て、本会の会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、条例第5条の規定により選定された者が兼ねるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝金及び費用弁償)

第6条 謝金及び費用弁償は、支給しない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、条例の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。